

地区計画区域内における新築や増改築の際の手続き

地区整備計画区域内に新築・増改築・移転・修繕したり切土・盛土等を行う場合、その工事着手30日前までに北谷町長に届出をする必要があります。

①届出の対象

次の行為を行う場合は届出をして下さい。

※土地の区画形質の変更

(切土・盛土・道路・宅地の造成など)

※建築物の建築、工作物建設、建築物の用途変更

(新築・増改築・移転・修繕など)

②届出の時期・届出先

※時期…… 1. 建築主事の確認を必要とするものは、工事着手の30日前まで(建築確認申請前)

2. 建築主事の確認を必要としないものは、工事着手の30日前まで

3. 変更の届出の時期は、前1・2を準用する。ただし、報告書を提出するものは、報告書にあわせて工事着手の30日前まで

届出先……北谷町役場 都市建設課 北谷町字桑江226番地 電話:982-7703

区画整理事業地内における申請は、下記資料のコピーを添付してください。

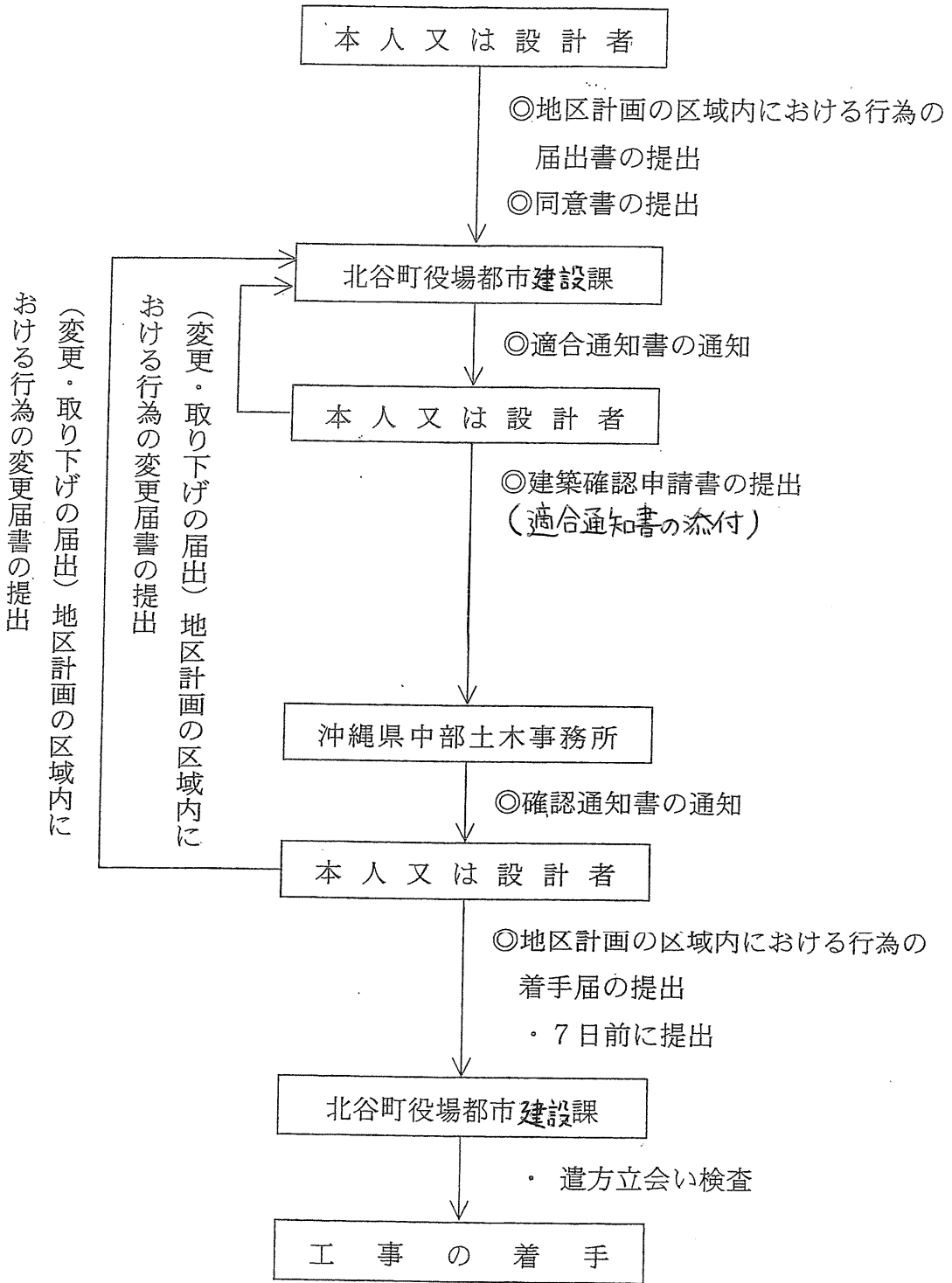
・位置図(北谷町町区画整理課発行)

・仮換地図(北谷町町区画整理課発行)

・仮換地指定図(北谷町町区画整理課発行)

・土地区画整理法第76条第1項及び第3項による許可書(中部土木事務所発行)

届出提出の手続き



注 意 事 項

1. この届出書は北谷町役場都市建設課へ1部提出してください。
2. この届出書中該当の事項を○で囲み、その他必要な事項を記載してください。
3. 行為の場所は、町名、番地まで明確に記載してください。
4. この届出書には次の図面を必ず添えてください。

(1) 土地の区画形質の変更

- ア 位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1/1000 以上)
- イ 設計図 構造図及び断面図 (縮尺 1/100 以上)

(2) 建築物の建築、工作物の建設又は建築物もしくは工作物の用途変更

- ア 位置図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 (縮尺 1/100 以上)
- イ 立面図及び平面図 二面以上の立面図及び建築物にあつては各階平面図
断面図 断面図 (縮尺 1/50 以上)
- ウ 緑化施設の計画図(配置、面積・求積図、樹木の種類・規格)

(注)

- ア 外構図として、かき又はさくの構造等を表示する図面を添付してください。
- イ その他参考となるべき事項を記載した図面を添付してください。

地区計画に適合していることが図面上、明確に記されていると、審査業務がスムーズになります。

(例:)壁面後退の距離・線を各階の平面図、立面図、断面図等に明記